

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1072 号（諮問第 1728 号）

件名：行政文書ファイル名が令和 2 年対象行為確認結果報告 稲沢署分等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 12 月 16 日

2 原処分

令和 4 年 12 月 27 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していないとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 5 年 1 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 3 月 3 日

5 答申

令和 5 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書や処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、稲沢警察署が令和 2 年対象行為確認結果報告及び平成 27 年災害対策基本資料という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書並びに住民サービス課が秘密文書登録という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿には、令和 2 年対象行為確認結果報告及び平成 27 年災害対策基本資料という名称の行政文書ファイルは、そもそも掲載されておらず、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しないとのことである。

また、当審査会において、処分庁から説明を聴取したところ、平成 17 年 1 月 1 日に施行された愛知県警察行政文書管理規程（平成 16 年愛知県警察本部訓令第 27 号）の規定により、秘密文書を収受したときは、総合文書管理システムに登録することとなり、秘密文書登録簿を作成する根拠規定が消滅したことから、以後、処分庁において秘密文書登録簿の作成及び取得の事実はないにもかかわらず、文書が保管されていない秘密文書登録という名称の行政文書ファイルが誤って、住民サービス課の行政文書ファイル管理簿に掲載されていたものであり、現在は当該行政文書ファイルは削除されているとのことである。

イ これらのことからすれば、開示請求に係る行政文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル名が
令和 2 年対象行為確認結果報告
平成 27 年災害対策基本資料
稲沢署分
行政文書ファイル名が
秘密文書登録
住民サービス課分